

ま　え　が　き

本書は、アジア経済研究所中南米総合研究プロジェクト・チームが1997年度に実施した、「ラテンアメリカの国際化と地域統合」研究会(主査・浜口伸明)の研究成果をとりまとめたものである。

1

ラテンアメリカは1980年代に、政治的にも経済的にも大きな混乱を経験した。この間に日本の産業界においては、リスクの大きいラテンアメリカに対するビジネスの対象としての関心が損なわれたことも事実であろう。しかし、確かに多くの国において幾度となく繰り返されたインフレ抑制の失敗は経済を疲弊させ、社会不安を引き起こしたが、反面、民主化された政治体制の成熟と市場メカニズムに基づいた透明性の高い経済システムへと構造調整が進展したもの忘れてはならない。

今日のラテンアメリカ経済は、国際化の名のもとに外国との貿易あるいは外国からの投資に対して1980年代の経済危機以前よりもはるかに開かれたものとなっている。また、国営企業は大部分が民営化され、国家の経済活動に対する介入は大幅に縮小された。このような経済政策は「新自由主義」と形容されて、しばしば社会的不平等の深刻化に対する対応の遅れや産業政策の不在が経済発展を長期的に制約するとの警鐘が鳴らされるものの、内外資本を問わずラテンアメリカにおける投資を拡大させ、世界標準の経営と生産技術をもたらしていることの恩恵は否定できない。

そのような潮流のなかで、近年ラテンアメリカでは地域統合の動きが活発である。本来、経済自由化のメリットを最大限に追求するならば無差別にすべての国に対して貿易を開放すればよく、特定の相手国を選んで優先的に扱

えばなんらかの歪みがもたらされて、最も効率的な資源配分からはずれてしまう危険性をもっている。この点において「新自由主義」が貫徹されない理由はどのようなものであろうか。この問題点が研究会の出発点であった。

おそらく純粹に静学的な貿易の利益だけを考えていっては、この問いに答えることは難しいだろう。その他の要因として、少なくとも以下の論点を考慮する必要がある。まず、地域統合は広域的な市場を作り出すので、それがある規模に達すれば、一つ一つの国がバラバラに存在していては起りえない投資を誘発する可能性をもつ。このような規模の経済の視点から統合のメリットを論じることが可能である。第2に、地域統合とは直接関係のない国内政策改革が、地域統合に参加することによって信頼性を増すために、効果を高めるという効果が期待される。例えば、貿易自由化やマクロ経済の安定性などに関連する諸政策は、地域統合の枠組みの根幹に関わるのでアドホックな変更は行われないはずだ、と経済主体が確信すれば、進んで自由貿易・経済安定に適応した行動をとろうとするであろう。第3に、地域統合は貿易政策であると同時に近隣外交政策である。地域統合の枠組みは相互の国内政策にある程度の影響を与えあって、域内関係の安定化に寄与することが期待できよう。

研究会の過程で、現在ラテンアメリカで進展している地域統合は以下のいくつかの点で過去のものとは性格が異なることが共通認識となった。

まず第1に、過去の地域統合が輸入代替工業化戦略が直面した国内市場の狭小さという問題を打破する目的をもっていたために、非常に保護主義的な性格をもっていたのに対して、現在では対外貿易障壁は低く、外に対して開かれている点である。

第2に、域内貿易の自由化はあらゆる貿易をカバーする包括的なものであり、また単に関税の撤廃にとどまらず、法律や制度を加盟国間で調和させて少なくとも経済のうえでは国境が取り扱われるような深い統合が目指されていることである。

第3に、地域統合が新しいメンバーを加えることに積極的で、地域統合同

士がブロック対ブロックの自由貿易を実現しようとするなど、非常に拡大志向が強いことである。拡大の動きは、米州大陸規模の米州自由貿易圏(FTAA)あるいは大西洋を跨いだ欧州連合(EU)との関係にまで及ぼうとしている。そのため、地域統合と国際化・自由化との整合性、統合の深化と拡大のメカニズムの分析が本研究会の主要なテーマとなった。

第4に、地域統合は経済だけではなく政治的な統合と不可分であるということである。ラテンアメリカが軍事政権に統治され、地域紛争を抱えた状態であれば、地域統合はそもそも不可能であつただろう。その意味で各国の民主化にともなう緊張緩和は地域統合が推進される前提条件であった。そして現在は、自由貿易だけではなく開発政策、インフラ整備、外交政策などさまざまな局面で地域協力が活用されるようになっている。政治統合の推進は地域統合のいっそうの深化を可能としている。

ところで、このような深さと広さの両面における地域統合の発展は、果たして、世界貿易機関(WTO)が推進する多角的な世界規模での貿易自由化を促進するだろうか。あるいは、世界経済のブロック化の傾向を強める作用をみせるだろうか。この点に関しては、はっきりとした結論は得にくいが、地域統合が保護主義的な動きに利用されないように絶えず監視する必要はあるだろう。しかし、総じて1990年代の地域統合は新自由主義と矛盾するものではなく、貿易創出、国内政策の信認の改善、近隣諸国との国際協力の推進などを通じて、むしろ自由化を補完するものと考えるのが、本書の基本的な立場である。

以上の諸問題を中心に、我々は1990年代のラテンアメリカにひろがる地域主義の特質と経済発展に与える影響を総合的に研究することとした。地域主義に向かう事情は個々のケースによっていくらか異なることが予想されたため、我々の研究は現在成立している主要な地域統合体ごとの詳細なケーススタディを中心とすることにした。それらは、北米自由貿易協定(NAFTA)、中米経済統合、カリブ共同体(CARICOM)、アンデス共同体(CAN)、南米南部共同市場(メルコスル)である。とりわけ2005年に予定されているFTAA交

渉の終結を念頭に入れて、米州地域の北から南までできるだけ多くの論点がカバーできるように心がけた。本書を通じて、ラテンアメリカの国際化の重要な側面についての理解が深まり、この地域の将来像についての一つの新しい観点を提示することができれば幸いである。

2

本書に盛り込まれている各論文の要旨は概ね以下のように要約できる。

第1章「1990年代ラテンアメリカの地域主義」(浜口伸明)

ラテンアメリカにおいては、すでに自由主義的な経済改革が不可逆的なものとなり、そのなかで貿易自由化が行われてきた。しかし、一方ではラテンアメリカ域内での貿易市場統合を進める動きが活発化している。さらには、米国も加わった南北アメリカ大陸全体を包括するFTAAの形成へと進展しようとしている。

伝統的な貿易理論では、地域統合の貿易創出効果が貿易転換効果を上回れば厚生水準を高める効果をもたらすが、その逆の結果を排除できない。一般的には、地理的に近い国同士の「自然な」貿易統合は良い結果を生みやすい傾向があるとされる。また、大国が絡んで交易条件を有利化できる場合や、不完全競争市場にある財が多く関わるような地域統合は、同様に厚生水準を高めやすい。小国の場合、地域統合よりも多角的自由化の方が選好されるべきである。ただし、国内政策改革の継続性や信頼性を高めるという政治的な効果や、対外交渉力の強化にみられる外交的な効果など、非伝統的な効果を含めれば、地域統合のメリットは過小にみられるべきではない。一方では、地域統合の進展が世界的な貿易自由化に結びつくかどうかについての理論的な分析では、否定的な見解もみられる。世界自由貿易体制の強化には、地域統合の継続的な監視と個々の参加国の自由貿易への強いコミットメントが必要であろう。

第2章「米州における地域統合の概観」(浜口伸明)

米州地域で展開されている地域統合は、NAFTA、中米経済統合、CARICOM、アンデス共同体、メルコスルの五つのブロックに分けられる。近年各国の貿易相手として米州地域が重要性を増しているが、そのなかで地域ブロック内の貿易自由化が進んで市場統合が深化したことから、域内貿易が拡大している。今後はFTAAの実現に向けて、まずラテンアメリカ地域の地域ブロックの拡大の動きが顕著となっており、とくに製造業品を中心にはうとうの貿易創出効果が期待されている。

第3章「NAFTAとメキシコ経済」(西島章次)

北米自由貿易協定(NAFTA)への参加は、メキシコ経済に当然のことながら大きな影響を与えていくと思われるものの、通貨危機(1994~95年)によるペソの大幅な減価と共に続く深刻な景気後退、さらに持続的な米国での景気拡大など、NAFTA以外のさまざまな影響を強く受けているため、貿易に現われた効果だけをとっても、定量的に評価することは困難である。ただし限定的な分析ながら、メキシコの輸入に関してNAFTAによる関税引下げが域内貿易を拡大させたことが有意に検証された。しかし、地域統合の効果を貿易だけに限定しては不十分であり、政策改革に与えた影響をみなければならない。すなわち、政策改革は地域統合形成の重要な条件である半面、地域統合の進展が政策改革の信頼性を高め、これを補完する役割をするからである。

第4章「メキシコの対ラテンアメリカ諸国統合戦略」(谷洋之)

メキシコはかたやNAFTAによって北米市場と結びつきながら、他方ではラテンアメリカに向けても地域統合の網を張り巡らそうとしている。コロンビア、ペネズエラと結んだG3は中米紛争解決のためのコンタドーラ・グループを出発点としながら、その後包括的な自由貿易協定に衣替えした。この合意の原型は、NAFTAの諸条項である。メキシコは、NAFTAによってさら

に強まる対米依存や工業部門の競争力の喪失へのバランスをとるために、ラテンアメリカとの統合を進めている。また、ラテンアメリカがメルコスルを中心にまとまりつつある状況への外交的牽制を加える意味もあったと解釈すべきである。

第5章「中米における地域統合の現段階」(田中高)

中米共同市場は1960年代に発足したが、中米紛争により事実上機能しなくなった。再活性化が試みられるようになったのは和平合意以降のことである。93年の中米統合条約では将来的には自由貿易、関税同盟、生産要素移動の自由、通貨統合などを含む高度な経済同盟の形成をうたっている。現在の中米経済統合は域内貿易の拡大に一定の成果を収めているが、加盟国間の貿易収支の不均衡が看過できない問題になっている。中米各国は農産品輸出の割合が高いが、とくに農業比率の高いホンジュラスとニカラグアの貿易赤字が大きく、域内統合により生じる利益分配に不均衡がもたらされるのではないかという懸念もある。また、メキシコは中米諸国との間で、メキシコを中心となるハブ＆スパーク・タイプの自由貿易協定を結んでいる。中米側ではとくに、メキシコからの投資に対する期待が大きい。

第6章「カリブ地域の統合」(山岡加奈子)

カリブ諸国の経済の特徴は、対外依存の高さ、地理的不利性、域内の多様性にある。対外的にはロメ協定を通じたヨーロッパとの関係、カリブ開発構想(CBI)を通じた米国との関係がきわめて重要である。そのなかで、カリブ共同体(CARICOM)は1974年にカリブ自由貿易連合から関税同盟に発展したもので、貿易のみならず政治統合をも視野に入れている。2000年までに統一市場と通貨統合を形成することで合意されている。ただし、CARICOMの域内貿易比率は8%前後と低い水準にある。各国が一次産品に強く依存した似通った産業構造をもっていることが原因と思われる。米州全体の貿易自由化のなかで、カリブ諸国はNAFTAとメルコスルの間で周縁化していくおそれ

があり、小国に対する特別措置が提案されている。先進国からの支援は引き続き必要であろう。

第7章「アンデス共同体の進展とその影響」(坂口安紀)

アンデス共同体は設立以来30年近い歴史をもつが、自由貿易地域と対外共通関税が設置されたのは1990年代に入ってからである。アンデスの域内貿易は非伝統的輸出品を中心に順調に拡大しているものの、その約8割は産業構造に補完性が強いペネズエラとコロンビアの二国間貿易に集中している。また、対外共通関税はいまだに部分的にしか導入されていない。各国は一次產品に比較優位をもち、北米市場により強く依存している。また、ペネズエラ、コロンビアがメキシコとG3協定を結び、アンデス共同体が一体となってメルコスルと自由貿易交渉を進めるなど、外への拡大もみられる。

第8章「メルコスル、その統合と拡大のダイナミックス」(堀坂浩太郎)

関税同盟として発足3年を経過したメルコスルはNAFTAに対抗する南米の求心力として実力をもちはじめた。メルコスルは1980年代の民主化を発端とするアルゼンチンとブラジルの関係修復から始まった。現在のチリとボリビアを準加盟国として加えたメルコスルの統合はデタント抜きには考えられない。これまで、加盟国の域内貿易依存度は顕著に高まった。また、域内の複数国を視野に入れた企業戦略が可能になったことも誘因になって、外国直接投資を増加させていている。域内企業の多国籍化も進んできている。国境を越えたインフラ整備での協力が進んだことも特筆される。外へ向かっての拡大は、アンデス共同体との間で成立することになる南米自由貿易地域、FTAA、そして欧州連合(EU)との自由貿易協定と多角的な広がりをみせている。

第9章「地域統合と多国籍企業」(小池洋一)

メルコスルの自動車政策は、2000年に共通化すること、それまでは各國が

独自の自動車政策を維持することが確認されている。また自動車貿易を活発化するために、95年以降の完成車と部品の関税の免除を決めた。現在のブラジルの自動車政策は95年の自動車規則に基づいていて、完成車の輸入関税の70%から35%への減免の適用を受けようとする企業は輸出入均衡と60%の国産化率を要求される。このような政策は、既存のアセンブラーの影響力のなかで策定されたものである。現在メルコスルで投入されつつあるモデルは、世界仕様の車であり、先進国での設計とグローバルな調達により生産される。新規の企業の参入は市場をより競争的にした。多くの企業は自動車政策の輸出入均衡を達成するためにアルゼンチンとブラジルの両国に工場をもつツイン・プラント体制をとっている。これは、プラットフォームを共通化することによってプラント単位での規模の経済性を高める働きをもつ。また、新しい工場の立地はこれまで自動車工場が存在しなかったグリーンフィールドを目指したものである。人件費削減と労組の影響を避けようとする意図がみられる。

第10章 「メルコスルにおける法の調整と適用過程」(矢谷通朗)

メルコスル結成の直接の契機は、ブエノスアイレス議定書(1990年)で1994年末までの網羅的、直線的、自動的な関税引下げを宣言したことになった。その後、アシンシオン条約(91年)で財・役務・生産要素の自由な流通、域外に対する関税および貿易政策の共通化、マクロ経済政策と部門別政策の調整法規の調整を網羅した共同市場の設立を公式にうたった。オウロ・プレト議定書では、メルコスルに国際法上の独立した法人格を付与し、恒常的な閣僚会議の性格をもつCMCが意思決定の中核をになうことになった。CMCでの決定は国際協定であり、これが法的拘束力をもつためには加盟国議会における承認を必要とする。全体としてメルコスルは法制度の調和にかなりの成果をあげてきたが、なお、消費者保護、知的所有権、国境を越えた労働移動の自由、税制においては調和が遅れている。

本研究会は、アジア経済研究所スタッフに加えてラテンアメリカについて豊富な研究経験を有する外部委員の貴重な参加を得た。すべての執筆者は本研究会実施期間中に何らかの形で担当地域を訪問し、関連した調査を行っている。その際には、関係諸機関から有益なご教示を賜った。また、本研究会ではトヨタ自動車株式会社の深谷澄雄氏と平田将士氏からメルコスルの自動車政策についてヒアリングする機会を得た。さらに、本研究会のメンバー全員が1998年2月25日に神戸大学経済経営研究所において行われたラテンアメリカ・セミナー「ラテンアメリカの地域統合の進展」において研究成果を発表して、関西の研究者およびビジネスマンと有意義な意見交換を行う機会を与えた。ここに、あらためて深甚な謝意を表したい。

ただし、本書ではなお不十分な点をいくつか残している。例えば、地域統合の経済効果をCGEなどを用いて本格的に数量的に分析する試みは行われなかつた。これは、地域統合の期間がまだ十分に長くなくデータ面での制約があつたことや、メキシコでの通貨危機などいくつかの大きな変動があつたため、地域統合の効果だけを取り出すことは困難であったからである。また、どの地域統合体にも属してはいないが、二国間貿易協定をラテンアメリカ諸国と積極的に結んでいるチリに関して独立した章を設けることができなかつた。さらに、扱われた問題点がかならずしもすべてを網羅しているとはいえず、とりわけ中米、カリブ、アンデスについては、十分な紙幅が割けないなかで、執筆者には網羅的な分析をお願いせざるをえなかつたため、意が尽くせないところもあったかもしれない。その他の不十分な点も含めて読者からのご批判を賜れば、編者の今後の課題としたい。

1998年10月

浜口伸明

〔略語一覧〕――

- ACS** Association of Caribbean States, カリブ諸国連合
- ALADI** Asociación Latinoamericano de Integración, ラテンアメリカ統合連合
- ALALC** Asociación Latinoamericano de Libre Comercio, ラテンアメリカ自由貿易連合
- ANCOM** Andean Common Market, アンデス共同市場
- APEC** Asia-Pacific Economic Cooperation, アジア太平洋経済協力
- CAF** Corporación Andina de Fomento, アンデス開発基金
- CAN** Comunidad Andina, アンデス共同体
- CARICOM** Caribbean Community, カリブ共同体
- CBI** Caribbean Basin Initiative, 環カリブ海構想
- CCM** Comisión de Comercio Común/Comissão de Comércio Comum, メルコスル貿易委員会
- CEPAL** Comisión Económica para América Latina y el Caribe, 国連ラテンアメリカカリブ経済委員会
- CMC** Consejo de Mercado Común/Conselho de Mercado Comum, 共同市場審議会(メルコスル)
- EAI** Enterprise for the Americas, 中南米経済協力構想
- ECLAC** Economic Commission for Latin America and the Caribbean, 国連ラテンアメリカカリブ経済委員会
- EU** European Union, 欧州連合
- FTAA** Free Trade Area of the Americas, 米州自由貿易圏
- G3** Grupo de los Tres, 3カ国グループ
- GATT** General Agreement on Tariffs and Trade, 関税および貿易に関する一般協定
- GMC** Grupo de Mercado Común/ Grupo de Mercado Comum, 共同市場グループ(メルコスル)
- JUNAC** Junta del Acuerdo de Cartagena, カルタヘーナ協定執行部
- LAFTA** Latin American Free Trade Association, ラテンアメリカ自由貿易連合
- MCCA** Mercado Común Centroamericano, 中米共同市場
- MERCOSUR (MERCOSUL)** Mercado Común del Sur (Mercado Comum do Sul), 南米南部共同市場
- NAFTA** North American Free Trade Agreement, 北米自由貿易協定
- OAS** Organization of American States, 米州機構
- ODECA** Organización de Estados Centroamericanos, 中米機構
- SAI** Sistema Andino de Integración, アンデス統合機構
- SELA** Sistema Económico Latinoamericano, ラテンアメリカ経済機構
- SICA** Sistema de la Integración Centroamericana, 中米統合機構
- SIECA** Secretaría Permanente del Tratado General de Integración Económica Centroamericana, 中米経済統合常設事務局
- WTO** World Trade Organization, 世界貿易機関